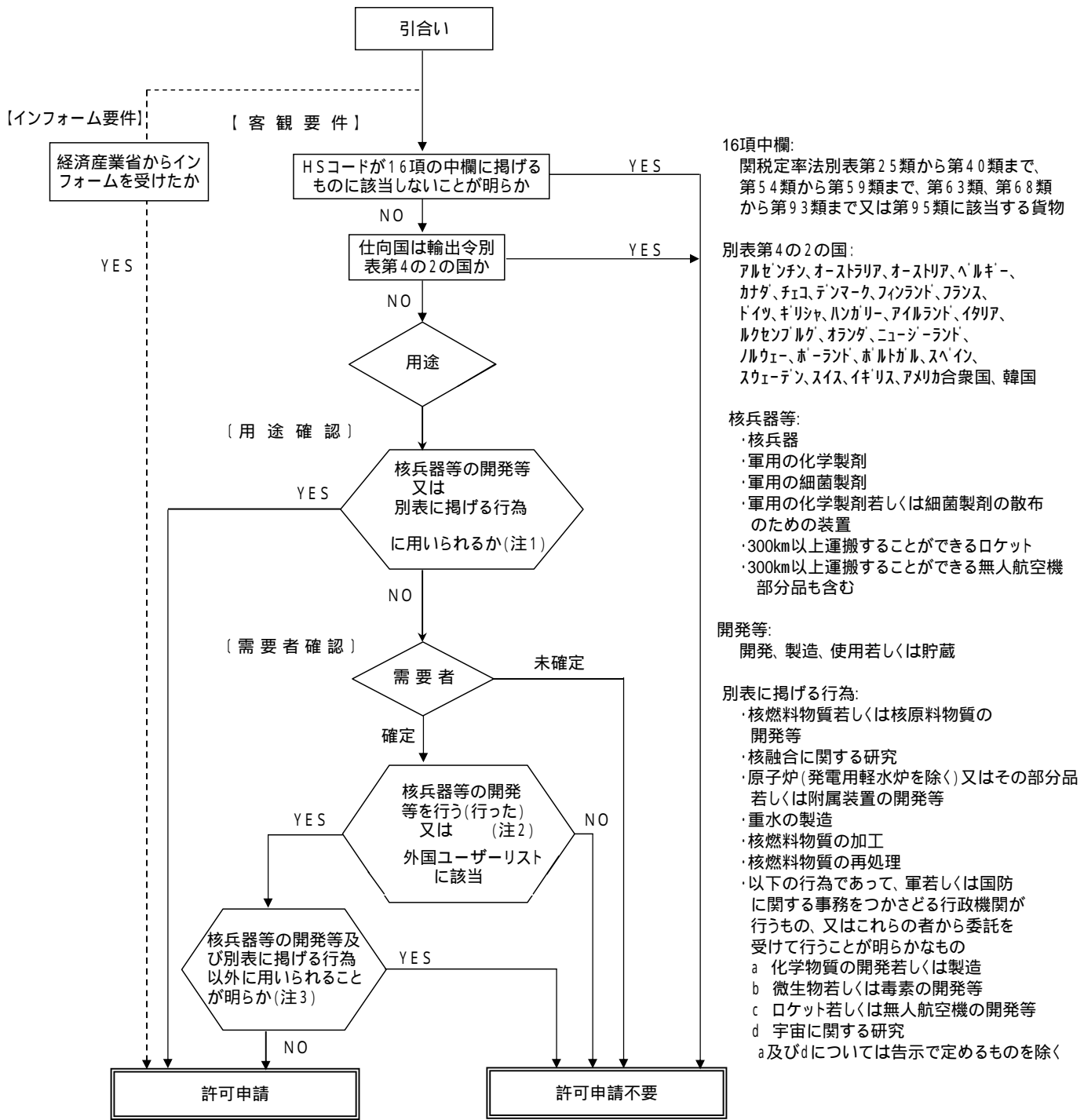


キャッチオール規制(16項)輸出手続フロー図



(注1) 契約書若しくは輸出者が入手した文書等に記載されている又は輸入者等から連絡を受けた場合に対象となる。

(注2) 契約書、その輸出に際し輸出者が入手した文書等若しくはその輸出に際して輸出者が内容を確認した文書等に記載されている又は輸入者等から連絡を受けた場合に対象となる。

(注3) 経済産業省作成の「おそれ省令・おそれ告示第2号、3号に掲げる行為以外に用いられることが明らかなきを輸出者が判断するガイドライン」により、用途、取引の条件・態様から判断する。

【1～15項該当品の取引について】

キャッチオール規制の許可申請要件である客観要件に該当する場合やインフォーム(通知)を受けた場合は、少額特例や暗号特例による許可例外や一般包括許可が適用されず、個別許可申請が必要となる。

上記のインフォーム要件、客観要件に該当しない場合でも核兵器の開発等及び別表に掲げる行為に用いられることとなることを輸出者が知った場合には、経済産業大臣に報告されたい。

上記のフローは、輸出貿易管理令別表第1の16の項に係るものであり、同表1～15の項の許可に係る手続き、輸出貿易管理令別表第2の承認に係る手続きは対象外です。

上記のフローは、一つの事例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものであ